

1 事業の背景

県内の女性の就労状況は、男性に比べて非正規雇用が多くなっている（図1）。非正規雇用で就労することにより、不安定な就労状況になったり、長期的なキャリアを築くことが難しくなったりする可能性があり、そのことは、女性の年齢が上昇しても平均賃金が上昇しないことや、男女の賃金格差にも影響している（図2）。

特に30歳代、40歳代の女性の場合は、「家事や育児、介護との両立」を理由に非正規雇用を選択しているケースが多く、女性が仕事か家庭かの二者択一を迫られている状況が窺える（表1）。このことは、固定的な性別役割分担意識の解消が必要であるという課題を示しているが、柔軟に働くことのできる就労環境を整えば、女性がより活躍できるという可能性も示唆している。

また、県内の母子世帯のうち約半数は年間就労収入200万円以下となっており（図3）、母子世帯の母親が所得を向上させることが困難な状況が窺える。母子世帯の母親の経済的基盤の確立は、女性や子どもへの福祉の観点からも大きな課題となっている。

これらのことから、育児や介護と両立できる、柔軟に働ける就業スタイルを提案し、成長産業での就労を促進することにより、女性の職業生活での活躍と所得向上を促進することが必要であると考える。

図1 県内の男女の雇用者の雇用形態内訳（出典／令和2年国勢調査）

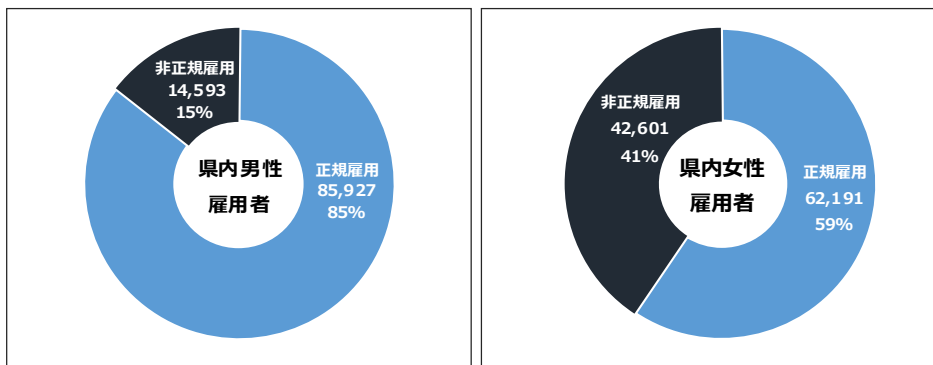


図2 男女間賃金格差（出典／令和4年度賃金構造基本統計調査）

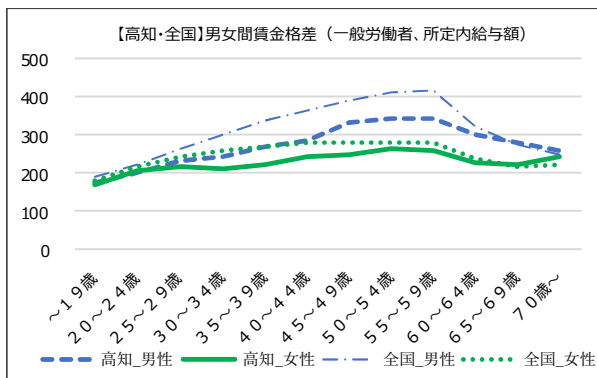


図3 母子家庭の就労収入（出典／令和3年度高知県ひとり親家庭等実態調査）

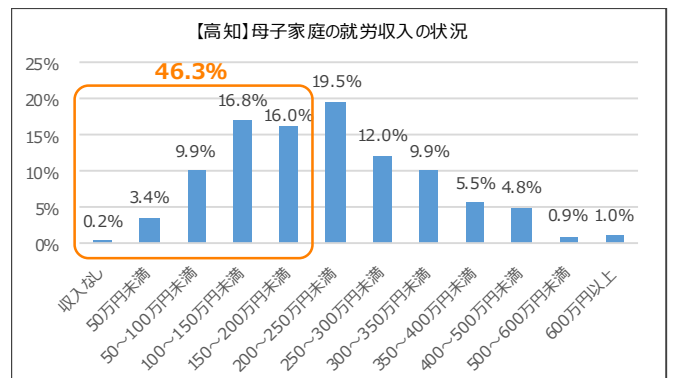


表1 非正規雇用で働く理由（出典／令和4年度就業構造基本統計調査）

	女性			男性		
	20歳代	30歳代	40歳代	20歳代	30歳代	40歳代
01_主に自分の都合のよい時間に働きたいから	2,100	2,300	3,300	2,000	1,000	800
02_主に家事・育児・介護等と両立しやすいから	800	2,500	3,300	100	0	0
03_主に家計の補助・学費等を得たいから	1,400	1,000	2,300	400	100	100
04_主に通勤時間が短いから	600	600	800	300	100	200
05_主に専門的な技能等を生かせるから	600	500	500	200	100	200
06_主に正規の職員・従業員の仕事がないから	500	900	1,200	600	700	700
07_主にその他	900	900	1,100	1,300	900	600

2 事業の目的

出産や育児等のためにキャリアが中断した女性など、正規職員として働いていない女性を対象に、所得向上やリスクリングに向けた研修の機会を提供し、デジタル人材として育成して、時間や場所に制限されない柔軟な働き方の選択肢を増やすとともに、県内外の企業とマッチングを行うことで、就職や就労につなげ、女性の所得向上への足がかりをつくることを目指す。

KPI：就労者数 30名

就労の定義：フリーランスの場合、令和7年3月までに業務を1件以上受注し、引き続き就労の意欲がある者
 就業の場合、高知県内・県外、正規・非正規を問わず、学んだ知識を活用できる仕事に就いた者

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月24日まで

4 委託業務の内容

以下、【提案を求める事項】として定める内容についてはもれなく提案すること。また、それ以外に記載されている内容については必ず実施する内容とすること。

(1) デジタル人材育成講座の開講・運営

ア 実施期間等

- ・50人以上を対象とする、デジタルスキルを学べる講座を開講すること。
- ・令和7年2月中には全日程を完了すること。

【提案を求める事項】

- ・講座を何期、どの程度の期間で行うか、就労支援にどのくらいの期間費やすかなど、事業目的を達成するためのスケジュール

イ 講座内容

- ・就労するために必要な知識・スキルを学習できる内容の講座とすること。
- ・IT 業界経験のない初心者でも受講が可能な内容とすること。

〈以下①～③のように体系的に就職や就労に必要な知識・技術を習得できる講座を想定。〉

- ①デジタルリテラシー講座
- ②実用性のあるシステムやソフトに特化した講座
- ③就労につながるキャリア講座

【提案を求める事項】

- ・事業目的を達成するために必要な講座のカリキュラムについて、そのボリュームも明らかにして提案すること
- ・講座内容や使用ソフトについて、事業目的を達成するために効果的な提案があれば理由と共に提案すること

ウ 受講対象者

- ・非正規雇用、もしくは無職の女性で、年齢を問わない。
- ・就労意欲のある女性。
- ・受講時点で高知県在住で、受講後1年以上高知県に住む予定の女性とすること。
- ・受講料は無料とすること。

エ 講座の学習方法・環境等

- ・高知県全域から受講生が参加出来るようにオンラインまたはオンデマンドを主体とした講座とすること。
- ・開講期間中、受講生が24時間いつでも教材を閲覧し、学習できる環境を整備すること。メンテナンスで教材の閲覧が出来なくなる場合には、事前に受講生に通知すること。
- ・講座の内容のみでは受講生の学習に限界があることから、各回の間には課題を設定したり、自学自習の教材を案内するなど、受講生のスキルアップを助ける材料を提供すること。
- ・受講生の受講意欲の喚起や、効率的で効果的な知識・技術の習得を図り、すべての受講生が修了まで継続的に学習出来る企画を立案し、実施すること。
- ・全ての講座について運営スタッフを配置し、受講生のフォロー、連絡、進捗管理、出席管理等の講座運営を行うこと。
- ・受講生同士、受講生と講師、運営スタッフがコミュニケーションを取りやすい環境を整え、コミュニケーションが活性化するよう工夫すること。また、受講生が講師又は運営スタッフに気軽に相談できる体制とすること。
- ・受講生の就職や技術向上につなげるため、講座開催期間中に開催される県内企業の会

- 社説明会や技術に関する勉強会などについて、受講生に周知し、参加を促すこと。
- ・ 毎月の受講者の進捗状況等を県に共有・報告すること。

【提案を求める事項】

- ・ 受講生に対し講座以外での学習を促進する方法
- ・ 受講生の受講意欲の喚起や、効率的で効果的な知識・技術の習得を図り、すべての受講生が修了まで継続的に学習出来る工夫

オ オフライン研修の実施

- ・ 受講者の継続的な学習を支援し、モチベーションの向上を図るためのオフライン研修（イベント）を、2回程度実施すること。（例えば、講座を2期に分けて実施する場合は4回程度とする。）
- ・ 会場の規模、必要設備等について県と協議を行ったうえで会場を決定すること。決定後は会場との調整や使用料の支払等を行うこと。

【提案を求める事項】

- ・ 事業目的を達成するためのオフライン研修の実施内容

カ 講座の物品等

受託者及び受講生が用意するものは以下のとおりとする。

<受託者が用意するもの>

- ・ 講座運営に必要となる全員分の教材、ソフトウェアアカウント等
- ・ その他、講座運営に必要な物品

<受講生が準備するもの>

- ・ PC
- ・ WEB カメラ、マイク
- ・ 上記の用意がない受講者には受託者から貸与すること（予算内で、台数に制限を設けることも可とする）。

(2) 受講生の募集及び広報

- ・ 受講生は年間50名以上の定員で募集を行うこと。
- ・ 受講生の募集に係る事務局を設置し、効果的な方法で募集を行うこと。
- ・ 受講生募集のためのホームページを用意し、受講申込フォームを作成してリンクさせるとともに、受講生の申込状況を取りまとめ、随時県と共有すること。
- ・ 当該ホームページは、パソコン・スマートフォン端末等で全ての機能を利用できるよ

うにすること。

- ・当該ホームページの利用状況を調査し、集計・分析レポート及び考察を提出すること。
（1回の募集期間中1～2回程度）また、本業務内で実施できる軽微な修正を提案及び実施すること。また、県担当者に Google アナリティクス等の権限を付与し、利用状況を閲覧可能にすること。
- ・県HP等に掲載するため、当該ホームページのバナーデザインを作成すること。
- ・WEB広告（ディスプレイ広告、リスティング広告、Instagram 広告配信等）を用いた広報を行うこと。県は、公式 SNS アカウントを用いた広報を実施する。
- ・その他、受講生の応募を増やす方策を企画し、実施すること。なお、修了後に就労を目指すための講座であることを受講者に意識させる広報を行うこと。
- ・受講者の募集は、受託者と県が共同で、「高知家の女性しごと応援室」や高知県就職支援相談センター「ジョブカフェこうち」、公共職業安定所（ハローワーク）とも連携し、県と協議のうえ実施すること。

【提案を求める事項】

- ・受講者の募集方法
- ・各広告のクリエイティブ案、ターゲティング案、実施期間及び広告シミュレーション（媒体、予算配分、想定クリック数、CV 数）等
- ・事業目的に沿った受講者を集め、なおかつ KPI を達成するための、受講者を決定するプロセスにおける工夫

(3) 受講者の就職に向けた支援

受講者の就労に向けて、以下の支援を実施すること。なお、県内の求人情報については公的機関等において公表されている情報を受託者自らが入手することにより受講生の就労につなげること。

- ・面談等の実施により受講生の就労活動状況や学習状況を把握し、アドバイスを実施すること。
- ・受講生からの就労にむけた相談への対応を行うこと。
- ・就労先候補となる企業の紹介、マッチング支援を行うこと。
- ・講座で学ぶ知識・スキルを活用できる職種や業務について幅広くピックアップし、受講生に情報提供すること。
- ・受講者の就労数の KPI を 30 名としているため、この KPI を達成するための就労支援を実施すること。

【提案を求める事項】

- ・受講生が就労するために行うサポートの内容
- ・具体的な就労形態又は就職先の想定

(4) 業務完了報告

- ・事業期間内に次に掲げる書類を県担当者に提出すること
- ・講座の実施報告書
- ・受講者の就職や就労の実績が分かるもの
- ・その他県の指示するもの

(5) その他留意事項

- ・委託業務の内容全般に関して、受託先決定後、受託者と県担当者との間で打ち合わせを行い、調整を図ること。要改善項目が明確になった場合、又は仕様書に定めがない事項については、必要に応じて県と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- ・本業務の一部を再委託する場合は事前に再委託の範囲、再委託先を県に提示し、了承を得ること。また、再委託先に問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを解決すること。
- ・講師謝金を支出する場合は、講義等1回につき30万円(税込)を超えるものは原則として認めない。
- ・本委託業務は、内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用して実施することから、本業務に係る委託料の用途を明らかにしておくとともに、支出内容を証明する書類を本業務終了後5年間に達する年度末まで保管すること。なお、業務完了後、会計検査への対応などが生ずる場合には協力すること。

5 守秘義務

本業務を通じて知り得た個人情報及び機密情報については、厳重に取扱い、漏えい及び盗用をしてはならない。クラウドサービスやチャットツールを利用して情報共有やコミュニケーションを行う際には、共有範囲(その情報が必要な関係者に限る等)や共有方法(アクセス認証を設定する等)に、特に留意すること。